第102期 定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2020年6月26日（金曜日）
午前10時

開催場所

名古屋市中区錦三丁目19番17号
名古屋銀行本店　9階ホール
（巻末の株主総会開催場所ご案内略図をご参照ください。）

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
第７号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプション報酬等の額及び内容決定の件

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、本株主総会につきましては、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。特にご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は、株主総会へのご来場について、慎重なご判断をお願いいたします。議決権行使につきましては、書面またはインターネット等による事前行使を強くご推奨申し上げます。なお、今後の状況により株主総会の運営に変更が生じた場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。
https://www.meigin.com/

株主総会ご出席株主さまへの「お土産」は取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

書面及びインターネットによる議決権行使期限
2020年6月25日（木曜日）
午後5時30分まで

名古屋銀行
Bank of NAGOYA

証券コード：8522

経営理念

社是

地域社会の繁栄に奉仕する

これが銀行の発展と行員の幸福を
併せもたらすものである

行訓

1 よいサービス
誠意があふれ 行き届いた スピーディなサービス

2 よい人
人を高め 人を厚くし 明るい職場をつくる

3 よい経営
健全で 創意に富んだ 全員参加の経営

未来創造業宣言

私たちは『未来創造業』です。

私たちは、
法人のお客さまと **会社の発展につながる未来** を創ります。
個人のお客さまと **家族の幸せにつながる未来** を創ります。
そして、私たちはお客さまと自分の未来のために一生懸命に仕事をします。

銀行業から未来創造業へ　私たちは歩み続けます



ごあいさつ



株主の皆さまには、日頃より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

第102期定時株主総会を6月26日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当行は2020年4月より、第21次中期経営計画『未来創造業への進化』を新たにスタートいたしました。「法人のお客さまと一緒になって会社の発展につながる未来」・「個人のお客さまと一緒になって家族の幸せにつながる未来」を共創すべく、「人財の育成」「顧客本位の営業体制の整備」「テクノロジーの活用」とそれらを支える経営管理の強化を掲げ、お客さまとのサステナブル（持続可能）な共創のサイクルを実現し、地域から絶対的に必要とされる金融グループであり続けます。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き一層のご支援、お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

取締役頭取　**藤原 一朗**

目　次

第102期定時株主総会招集ご通知 …… 3

(株主総会参考書類)

第１号議案　剰余金処分の件 …… 7
第２号議案　定款一部変更の件 …… 9
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件 …… 12
第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件 …… 19
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件 …… 23
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件 …… 23
第７号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプション報酬等の額及び内容決定の件 …… 24

(添付書類)

事業報告 …… 26
計算書類 …… 41
連結計算書類 …… 44
監査報告書 …… 46

株主総会開催場所ご案内略図 …… 巻末

証券コード8522
2020年6月9日

株　主　各　位

名古屋市中区錦三丁目19番17号
株式会社名古屋銀行
取締役頭取　藤　原　一　朗

第102期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第102期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

同封の書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使される場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、本年は健康状態にかかわらず、株主総会へのご来場をお控えいただき、事前の議決権の行使をお願い申し上げます。

敬　具

記

1．日　　時　2020年6月26日（金曜日）午前10時

2．場　　所　名古屋市中区錦三丁目19番17号
名古屋銀行本店　9階ホール

3．目的事項

■**報告事項**
1．第102期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
2．第102期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

■**決議事項**
第1号議案　剰余金処分の件
第2号議案　定款一部変更の件
第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件
第4号議案　監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
第6号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
第7号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプション報酬等の額及び内容決定の件

以　上

◎　当行は、法令及び定款第16条の規定に基づき、提供すべき書類のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当行のウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」及び「業務の適正を確保する体制」
②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

従いまして、本株主総会招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類及び連結計算書類の一部であり、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であります。

◎　株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

当行ウェブサイト　https://www.meigin.com/

◆新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本年は健康状態にかかわらず、株主総会へのご来場をお控えいただきますようお願いいたします。特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は、株主総会へのご来場について、慎重なご判断をお願いいたします。
◆議決権行使につきましては、株主総会当日のご来場に代えて、同封の書面またはインターネット等により事前行使をすることができますので、ご利用を強くご推奨いたします。
（議決権行使方法につきましては、5～6ページをご参照ください。）
◆当行役員および株主総会の運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
◆ご来場の株主さまは、マスクの着用、アルコール消毒液による手指の消毒などにご協力をお願いいたします。
◆発熱が認められた方、体調不良と見受けられる方には、ご入場をお断わりさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。
◆株主総会の議事は短時間で行う予定でおりますので、ご理解並びにご協力をお願いいたします。
◆株主総会ご出席株主さまへの「お土産」は取りやめさせていただきます。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です。）

日 時 **2020年6月26日（金曜日）午前10時**

場 所 **名古屋銀行本店　9階ホール**

（巻末の株主総会開催場所ご案内略図をご参照ください。）

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 **2020年6月25日（木曜日）午後5時30分到着分まで**

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 **2020年6月25日（木曜日）午後5時30分まで**

① 株主さま以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主さまのご負担となります。
④ インターネットによる議決権行使は、2020年6月25日（木曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネットによる議決権行使について　行使期限 2020年6月25日（木曜日）午後5時30分まで

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

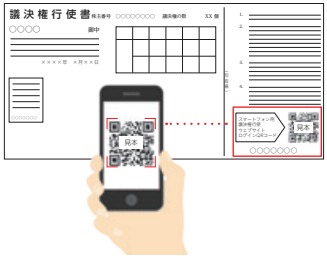

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙右片（裏面）に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2　議決権行使書用紙右片（裏面）に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

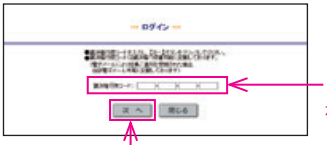

3　議決権行使書用紙右片（裏面）に記載された「パスワード」をご入力ください。

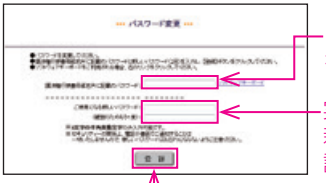

4　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
（受付時間　平日9:00～21:00）

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

第102期の期末配当につきましては、経営環境、収益力、財務内容等を総合的に勘案し、また自己資本の充実による財務体質の一層の強化に留意しつつ安定的な配当を維持する方針から、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当行普通株式１株につき金35円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当金総額は、633,796,975円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年６月29日（月曜日）といたしたいと存じます。

【第２号議案から第７号議案に共通する参考事項】

当行は、コーポレート・ガバナンスの充実及び更なる企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。本総会に付議いたします第２号議案から第７号議案は、いずれも当該移行に関するものですので、これらをご提案するにあたり、「監査等委員会設置会社」の概要及び当行が「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行する理由についてご説明申し上げます。

■　監査等委員会設置会社の概要

○　監査等委員会設置会社とは、監査等委員会を置く株式会社をいいますが、監査役や監査役会を置くことはできません。

○　監査等委員会は、３名以上の監査等委員である取締役で構成され、かつ、その過半数は社外取締役でなければなりません。また、監査等委員以外の取締役の任期は１年であるのに対して、監査等委員である取締役の任期は２年となります。

○　監査等委員である取締役は、取締役会における議決権を有しており、取締役の選解任議案の決定や代表取締役の選定・解職、その他業務執行の意思決定全般（取締役に決定が委任されたものを除く。）に関与します。また、監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の選解任や報酬について、株主総会において意見を述べる権限も有します。これらの点で、監査等委員・監査等委員会は、監査役・監査役会に比べ、監督機能が強化されております。

○　監査等委員会設置会社は、定款の定めがある場合等に、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができます。これにより、委任を受けた取締役が業務上の意思決定を迅速に行い、機動的に業務執行することが可能となります。一方で、取締役会は業務執行者に対する監督機能を強化することが可能となります。

■　移行する理由

当行は、監査等委員会設置会社に移行することで、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む。）に取締役会における議決権を付与し、取締役会の監督機能の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンスをより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ってまいります。

■　第２号議案から第７号議案について

監査等委員会設置会社に移行するためには、定款を変更する必要がありますので、第２号議案「定款一部変更の件」において、ご提案するものであります。

また、監査等委員会設置会社においては、監査等委員以外の取締役と監査等委員である取締役とを区別して選任する必要があることから、第３号議案では監査等委員以外の取締役の選任を、第４号議案では監査等委員である取締役の選任を、それぞれご提案するものであります。

さらに、監査等委員会設置会社においては、取締役の報酬等の額も、監査等委員以外の取締役と監査等委員である取締役とを区別して定めなければならないことから、第５号議案では監査等委員以外の取締役の報酬等の額の設定を、第６号議案では監査等委員である取締役の報酬等の額の設定を、また、第７号議案では取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）に対するストックオプション報酬等の額及び内容決定を、それぞれご提案するものであります。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

取締役会の監査・監督機能を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることを目的として、「監査等委員会設置会社」へ移行するため、監査等委員及び監査等委員会に関する定めの新設、監査役及び監査役会に関する定めの削除、並びに取締役及び取締役会に関する定めの変更等をいたしたいと存じます。

また、上記変更に伴う、条数の変更など、所要の変更をいたしたいと存じます。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更箇所を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１条～第18条　（条文省略）	第１条～第18条　（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
第19条（員数）当銀行の取締役は、18名以内とする。	第19条（員数）当銀行の取締役は、20名以内とする。
（新設）	②　前項の取締役のうち、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、７名以内とする。
第20条（選任方法）取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第20条（選任方法）取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
②　（条文省略） ③　（条文省略）	②　（現行どおり） ③　（現行どおり）
第21条（任期）取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ②　増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	第21条（任期）取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ②　前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ③　任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
（新設）	
第22条～第23条　（条文省略）	第22条～第23条　（現行どおり）
第24条（報酬等）取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	第24条（報酬等）取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第25条　（条文省略）	第25条　（現行どおり）
第26条（取締役会の招集） ①　（条文省略） ②　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ③　取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときには、招集の手続を経ないで開催することができる。	第26条（取締役会の招集） ①　（現行どおり） ②　取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ③　取締役会は、取締役全員の同意があるときには、招集の手続を経ないで開催することができる。
第27条～第28条　（条文省略）	第27条～第28条　（現行どおり）
（新設）	第29条（業務執行の決定の取締役への委任）当銀行は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査等委員会
第29条（監査役および監査役会の設置）当銀行は、監査役および監査役会を置く。	第30条（監査等委員会の設置）当銀行は、監査等委員会を置く。
第30条（員数）当銀行の監査役は、５名以内とする。	（削除）
第31条（選任方法）監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ②　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
第32条（任期）監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ②　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
第33条（常勤の監査役）監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削除）
第34条（報酬等）監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
第35条（監査役会規程）監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	第31条（監査等委員会規程）監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第36条（監査役会の招集）監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ②　監査役全員の同意があるときには、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	第32条（監査等委員会の招集）監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ②　監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときには、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
第37条（監査役の責任免除）当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削除）
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第38条～第40条　（条文省略）	第33条～第35条　（現行どおり）
第41条（報酬等）会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第36条（報酬等）会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第７章　計算	第７章　計算
第42条～第45条　（条文省略）	第37条～第40条　（現行どおり）

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

当行は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、取締役全員（10名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名		現在の当行における地位
1	再任	加藤（かとう）　千麿（かずまろ）	取締役会長
2	再任	藤原（ふじわら）　一朗（いちろう）	取締役頭取（代表取締役）
3	再任	山本（やまもと）　恭久（やすひさ）	専務取締役（代表取締役）
4	再任	横田（よこた）　真一（しんいち）	常務取締役（代表取締役）
5	再任	服部（はっとり）　悟（さとる）	常務取締役
6	再任	今岡（いまおか）　潔（きよし）	取締役本店営業部長
7	再任	鈴木（すずき）　健司（けんじ）	取締役市場営業部長
8	新任	高橋（たかはし）　正（ただし）	執行役員事業支援部長
9	新任	南出（みなみで）　政雄（まさお）	執行役員経営企画部長
10	再任	松原（まつばら）　武久（たけひさ）　社外　独立役員	社外取締役
11	新任	宗方（むねかた）　比佐子（ひさこ）　社外　独立役員	

1 加藤 千麿（かとう かずまろ） 再任

◆生年月日
1938年１月１日生



◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1968年５月	当行入行
1974年５月	同　取締役東京支店長兼東京事務所長
1975年５月	同　常務取締役
1978年６月	同　専務取締役
1979年６月	同　取締役副社長
1982年６月	同　取締役社長
1989年２月	取締役頭取に呼称変更
2006年６月	同　取締役会長
	現在に至る

◆所有する当行の株式
62,600株

◆取締役候補者とした理由
　長年にわたり当行の経営を担い、豊富な経験や知見及び実績を有しており、取締役会の議長として意思決定機能や監督機能の実効性強化が今後も期待できることから、引き続き取締役候補者としたものであります。

2 藤原 一朗（ふじわら いちろう） 再任

◆生年月日
1965年１月12日生



◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年４月	株式会社日本興業銀行入行
2003年８月	当行入行　融資部次長
2004年10月	同　第３エリア長兼名古屋駅前支店長
2005年６月	同　執行役員第３エリア長兼名古屋駅前支店長
2006年６月	同　常務取締役
2013年６月	同　取締役副頭取
2017年６月	同　取締役頭取
	現在に至る
◆担当	内部監査部

◆所有する当行の株式
2,500株

◆取締役候補者とした理由
　経営企画部門、営業推進部門等に携わる等、豊富な経験や知見及び専門知識を有しており、取締役頭取として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。

3 山本 恭久（やまもと やすひさ）

再任

◆生年月日
1952年12月９日生



◆所有する当行の株式
3,015株

◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
1975年４月　当行入行
2003年６月　同　総合企画部長
2004年１月　小島プレス工業株式会社出向　取締役総務統括部長
2005年６月　当行　取締役総合企画部長
2008年６月　同　常務取締役
2011年４月　同　専務取締役
現在に至る
◆担当　経営企画部・人材開発部・事業支援部・金融投資部・東京事務所
(重要な兼職の状況)
株式会社名古屋リース　取締役
株式会社名古屋カード　取締役
株式会社名古屋エム・シーカード　取締役

◆取締役候補者とした理由
経営企画部門、国際業務部門等に携わる等、豊富な経験や知見及び専門知識を有しており、専務取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。

4 横田 真一（よこた しんいち）

再任

◆生年月日
1956年１月１日生



◆所有する当行の株式
1,700株

◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
1979年４月　当行入行
2007年11月　同　名古屋西エリア長兼名古屋駅前支店長
2009年１月　同　人事部長
2010年６月　同　執行役員人事部長
2012年６月　同　取締役上前津エリア長兼上前津支店長
2014年６月　同　常務取締役
現在に至る
◆担当　営業本部長・市場営業部
(重要な兼職の状況)
名古屋ビジネスサービス株式会社　取締役

◆取締役候補者とした理由
経営企画部門、人事部門等に携わる等、豊富な経験や知見及び専門知識を有しており、常務取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。

5 服部（はっとり） 悟（さとる） 再任

◆生年月日
1958年７月１日生



◆所有する当行の株式
1,700株

◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
1981年４月　当行入行
2006年１月　同　尾張旭支店長
2007年６月　同　事務システム部　統括次長
2009年６月　同　事務システム部　副部長
2011年６月　同　事務システム部長
2014年６月　同　執行役員事務システム部長
2017年６月　同　取締役事務システム部長
2018年４月　同　取締役事務システム部長兼次期システム移行室長
2019年６月　同　常務取締役
現在に至る
◆担当　事務システム部・内部統制部
(重要な兼職の状況)
名古屋ビジネスサービス株式会社　取締役社長

◆取締役候補者とした理由
事務システム部門等に携わる等、豊富な経験や知見及び専門知識を有しており、常務取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。

6 今岡（いまおか） 潔（きよし） 再任

◆生年月日
1957年４月２日生



◆所有する当行の株式
1,000株

◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
1981年４月　当行入行
2006年６月　同　浜松支店長
2008年１月　同　個人営業部　副部長
2009年２月　同　名古屋北エリア長兼藤が丘支店長
2011年４月　同　個人営業部長
2013年６月　同　執行役員個人営業部長
2014年６月　同　執行役員上前津エリア長兼上前津支店長
2016年６月　同　取締役営業企画部長
2018年６月　同　取締役本店営業部長
現在に至る

◆取締役候補者とした理由
個人営業部門、営業企画部門等に携わる等、豊富な経験や知見及び専門知識を有しており、本店営業部長の委嘱を踏まえ、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。

7 鈴木（すずき） 健司（けんじ）

再任

◆生年月日
1960年２月18日生



◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
1983年４月　当行入行
2006年６月　同　北部市場支店長
2007年11月　同　東海支店長
2009年６月　同　小牧支店長
2010年10月　同　今池支店長
2013年１月　同　八熊支店長
2015年６月　同　執行役員港エリア長兼港支店長
2018年６月　同　取締役市場営業部長
現在に至る

◆所有する当行の株式
3,800株

◆取締役候補者とした理由
市場営業部門、国際部門等に携わる等、豊富な経験や知見及び専門知識を有しており、市場営業部長の委嘱を踏まえ、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。

8 高橋（たかはし） 正（ただし）

新任

◆生年月日
1962年３月７日生



◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
1984年４月　当行入行
2009年６月　同　大府支店長
2011年１月　同　融資部　主席審査役
2012年４月　同　融資部　副部長
2013年６月　同　中村支店長
2015年６月　同　内部統制部長
2017年６月　同　執行役員内部統制部長
2018年４月　同　執行役員事業支援部長
現在に至る
(重要な兼職の状況)
株式会社名古屋キャピタルパートナーズ　取締役

◆所有する当行の株式
2,500株

◆取締役候補者とした理由
支店長、内部統制部長、事業支援部長等を歴任し、当行のリスク管理や効率的な審査体制・事業性評価体系の構築等を実施してきた手腕から、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識・経験及び十分な社会的信用を有しており、当行の経営に活かすことができると判断し、取締役候補者としたものであります。

9 南出 政雄（みなみで まさお）

新任

◆生年月日
1965年９月５日生



◆所有する当行の株式
700株

◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
1988年４月　当行入行
2010年10月　同　鳴海支店長
2012年６月　同　総合企画部　統括次長
2014年１月　同　総合企画部　副部長
2014年４月　同　豊田南支店長
2016年４月　同　個人営業部長
2018年４月　同　経営企画部長
2018年６月　同　執行役員経営企画部長
現在に至る
(重要な兼職の状況)
株式会社名古屋キャピタルパートナーズ　監査役

◆取締役候補者とした理由
支店長、個人営業部長、経営企画部長等を歴任し、豊富な営業経験と当行の個人営業戦略や経営計画等を策定・実施してきた手腕から、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識・経験及び十分な社会的信用を有しており、当行の経営に活かすことができると判断し、取締役候補者としたものであります。

10 松原 武久（まつばら たけひさ）

再任　社外　独立役員

◆生年月日
1937年１月26日生



◆所有する当行の株式
－

◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
1960年４月　名古屋市立守山東中学校　教諭
1984年４月　同　大森中学校　校長
1995年４月　名古屋市教育委員会　教育長
1997年４月　名古屋市長
2009年５月　中京大学　客員教授
2011年２月　東名古屋カントリークラブ　理事長（現任）
2015年４月　東海学園大学　学長（現任）
2016年６月　当行取締役
現在に至る
(重要な兼職の状況)
東名古屋カントリークラブ　理事長
東海学園大学　学長

◆社外取締役候補者とした理由
名古屋市長、大学学長等の重職を歴任され、豊富な経験と幅広い知見により、当行の経営に対して経営陣から独立した立場で引き続き適切な助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者としたものであります。同氏は直接企業経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏は現在当行の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。

11 宗方　比佐子（むねかた　ひさこ）

新任　社外　独立役員

◆生年月日
1952年10月４日生



◆所有する当行の株式
―

◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
1985年４月　聖徳学園短期大学　非常勤講師
1988年４月　名古屋市立女子短期大学　非常勤講師
1992年９月　愛知淑徳短期大学　非常勤講師
1993年４月　豊田短期大学　人間関係学科　助教授
1998年４月　桜花学園大学　人文学部　助教授
2002年４月　金城学院大学　人間科学部　教授（現任）
2015年４月　学校法人金城学院　理事（現任）
2018年４月　金城学院大学　特命副学長
2018年４月　同　女性みらい研究センター長（現任）
現在に至る

（重要な兼職の状況）
金城学院大学　人間科学部　教授
学校法人金城学院　理事
金城学院大学　女性みらい研究センター長

◆社外取締役候補者とした理由
社会心理学、産業・組織心理学を専門分野として女性のキャリア発達、女性管理職・女性リーダー、職場のメンタルヘルス等を幅広く研究され、大学教授に加えて学校法人の理事や特命副学長等の重職を歴任されるなど豊富な経験と幅広い知見を有し、当行の経営に対して経営陣から独立した立場で適切な助言をいただけるものと判断し社外取締役候補者としたものであります。同氏は直接企業経営に関与されたことはありませんが、上記理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

（注）１．各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
２．松原武久氏及び宗方比佐子氏は、社外取締役候補者であります。
３．当行は、松原武久氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、再任をご承認いただいた場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
４．本議案を原案どおりご承認いただいた場合には、宗方比佐子氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。
５．社外取締役との責任限定契約について
松原武久氏は、当行との間で会社法第427条第１項及び当行定款第27条の規定に基づき責任限定契約を締結しており、再任をご承認いただいた場合は、当該契約を継続する予定であります。
また、第２号議案及び本議案を原案どおりご承認いただいた場合には、当行と宗方比佐子氏の間で、会社法第427条第１項及び当行定款第27条の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は、次のとおりであります。
＜責任限定契約概要＞
会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額の範囲内で、当行に対して損害賠償責任を負うものとする。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

当行は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、監査役全員（５名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきまして、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当行における地位
1	新任　杉田（すぎた）　尚人（なおと）	常勤監査役
2	新任　長谷川（はせがわ）　信義（のぶよし）　社外　独立役員	社外監査役
3	新任　近藤（こんどう）　堯夫（たかお）　社外　独立役員	社外監査役
4	新任　阪口（さかぐち）　正敏（まさとし）　社外　独立役員	社外監査役

1 杉田 尚人（すぎた なおと）

新任

◆生年月日
1958年１月12日生



◆所有する当行の株式
3,830株

◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
1980年４月　当行入行
2008年６月　同　東京支店長
2010年４月　同　融資部長
2011年10月　同　総合企画部長
2012年６月　同　執行役員総合企画部長
2014年６月　同　取締役総合企画部長
2015年６月　同　取締役市場営業部長
2018年６月　同　常勤監査役
現在に至る
（重要な兼職の状況）
株式会社名古屋カード　監査役
株式会社名古屋エム・シーカード　監査役

◆監査等委員である取締役候補者とした理由
経営企画部門や融資業務部門等を歴任し、当行の取締役として経営の重要事項の決定等に適切な役割を果たしてきた実績から、財務・会計に関する十分な知見・専門知識を有しており、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。

2 長谷川 信義（はせがわ のぶよし）

新任　社外　独立役員

◆生年月日
1942年４月29日生



◆所有する当行の株式
－

◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
1965年４月　愛知県庁入庁
1999年４月　同　労働部長
2000年４月　同　環境部長
2001年４月　同　公営企業管理者　企業庁長
2002年４月　愛知県副知事
2006年６月　愛知県信用保証協会　理事長
2010年７月　愛知環状鉄道株式会社　取締役社長
2012年10月　公益財団法人愛知大学教育研究支援財団　非常勤理事（現任）
2016年６月　当行監査役
現在に至る
（重要な兼職の状況）
公益財団法人愛知大学教育研究支援財団　非常勤理事

◆監査等委員である取締役候補者とした理由
愛知県庁等において重職を歴任され、豊富な経験と幅広い知見を有しており、また愛知県信用保証協会では理事長を務められ財務・会計に関する適切な知見も有しており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。なお、同氏は現在当行の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。

3 近藤 堯夫

新任 社外 独立役員

◆生年月日
1945年12月７日生



◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
1969年４月　最高裁判所司法研修所入所
1971年３月　同　修了
1971年４月　弁護士登録、本山亨法律事務所入所
1976年５月　近藤堯夫法律事務所開所（現任）
2016年６月　当行監査役
現在に至る

（重要な兼職の状況）
近藤堯夫法律事務所　弁護士

◆所有する当行の株式
－

◆監査等委員である取締役候補者とした理由
法曹界における豊富な経験と幅広い知見を有しており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。同氏は直接企業経営に関与したことはありませんが、上記の理由によりその職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏は現在当行の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。

4 阪口 正敏

新任 社外 独立役員

◆生年月日
1951年１月10日生



◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
1975年４月　中部電力株式会社入社
2005年７月　同　執行役員　発電本部　原子力部長
2006年６月　同　取締役　執行役員　発電本部　原子力部長
2007年７月　同　常務執行役員　発電本部　原子力部長
2009年６月　同　取締役　専務執行役員　発電本部長
2010年６月　同　代表取締役　副社長執行役員
2017年６月　同　顧問
2019年４月　同　特任アドバイザー（現任）
2019年６月　当行監査役
現在に至る

（重要な兼職の状況）
中部電力株式会社　特任アドバイザー
公益財団法人中部科学技術センター　会長

◆所有する当行の株式
－

◆監査等委員である取締役候補者とした理由
これまで企業経営者として重職を歴任され、豊富な経験と幅広い知見を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。なお、同氏は現在当行の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。

（注）１．各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
２．長谷川信義氏、近藤堯夫氏及び阪口正敏氏は、社外取締役候補者であります。
３．当行は、長谷川信義氏、近藤堯夫氏及び阪口正敏氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、各氏の選任をご承認いただいた場合は、引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
４．監査等委員である取締役との責任限定契約について
第２号議案及び本議案を原案どおりご承認いただいた場合には、当行と監査等委員である取締役全員との間で、会社法第427条第１項及び当行定款第27条の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は、次のとおりであります。
＜責任限定契約概要＞
会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額の範囲内で、当行に対して損害賠償責任を負うものとする。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当行の取締役の報酬等の額は、2006年６月29日開催の第88期定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、当行は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額270百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。また、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、取締役会の決議によることといたしたく存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は10名（うち社外取締役２名）でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は11名（うち社外取締役２名）となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当行は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額70百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。また、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。

第２号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役４名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は４名となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第７号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプション報酬等の額及び内容決定の件

当行の取締役（社外取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、2014年６月27日開催の第96期定時株主総会において、取締役の報酬等の額とは別枠で年額70百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、第５号議案としてご承認をお願いする報酬等の額とは別枠で、ストックオプションとしての新株予約権を、これまでと同額の年額70百万円以内の範囲で下記のとおり割り当てることとさせていただきたいと存じます。

本件ストックオプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの行使価額を１円とする「株式報酬型ストックオプション」であり、当行における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、本件ストックオプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価格を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることといたします。

現在のストックオプションとしての新株予約権の付与対象者となる取締役は８名であり、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件」が原案通り承認可決されますと、ストックオプションとしての新株予約権の付与対象者となる取締役は９名となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

記

当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容及び数の上限について

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は10株といたします。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という。）以降、当行が、当行普通株式の株式分割（当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降、当行が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付

与株式数の調整を必要とする場合には、当行は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものといたします。

② 新株予約権の総数
各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内の日に割り当てる新株予約権は、4,000個を上限といたします。

③ 新株予約権の払込金額
新株予約権１個当たりの払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデル等により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額といたします。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの行使価額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の割当日の翌日から50年以内の範囲で、取締役会において定めることといたします。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものといたします。

⑦ 新株予約権の行使の条件
新株予約権の割当てを受けた者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものといたします。その他の新株予約権の行使の条件については、取締役会において定めることといたします。

以　上

（添付書類）

第102期事業報告（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

１．当行の現況に関する事項

⑴ 事業の経過及び成果等

当行の主要な事業内容、金融経済環境

当行は、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券投資業務、商品有価証券売買業務等を行い、お客さまの多様化するニーズに応えていくため、経営資源の合理化・効率化の実現に取組んでおります。

当期におけるわが国の経済は、消費税増税等のマイナス要因はあったものの、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けての関連需要やインバウンド需要の増加等もあって2020年１月までは緩やかに景気拡大が持続しておりました。しかし、2020年２月以降は国内外における新型コロナウイルス感染症の急速な拡大に伴い、外出自粛の要請等により経済環境は急激に悪化しております。企業においては、生産・営業活動の制約等により通常の企業活動に支障が出ており、個人においても、雇用・所得環境が不透明な状況の中で外出自粛と相まって消費は低迷しております。

愛知県を中心とする当地域においても、自動車関連を中心とする輸送機械の生産は、世界経済の下振れにより輸出が減少し、サプライチェーンの維持が困難な状況の中で、一部生産工場が休止する等の事態となっております。製造業以外においても、インバウンド需要の減少や外出自粛、イベント中止等によりホテル、飲食店、百貨店等をはじめとして客足が落ち込んでおり、大幅な売上減少等の影響が出てきております。

今後につきましても、新型コロナウイルス感染症の終息までの道筋が見えておらず、不透明な状況が続いていくものと思われます。

事業の経過及び成果

このような経済環境の中で、当行では第20次中期経営計画『「より強く、より永く、より深く」～じもととの絆の深化～』の最終年度において、基本方針にしたがって地元密着戦略を実施してまいりました。

その結果、預金は期末残高３兆5,168億円(対前期末比＋868億円)、貸出金は期末残高２兆8,219億円(対前期末比＋2,255億円)となりました。また、収益面につきましては、利回りの低下を背景に資金運用収益や株式売却益が減少した一方で、役務取引等収益や債券売却益が増加したことなどにより、

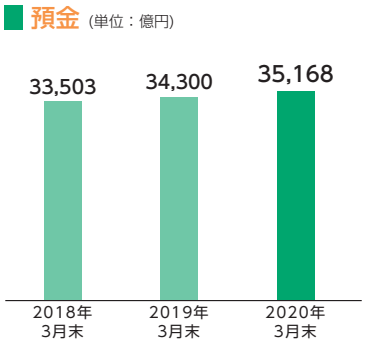

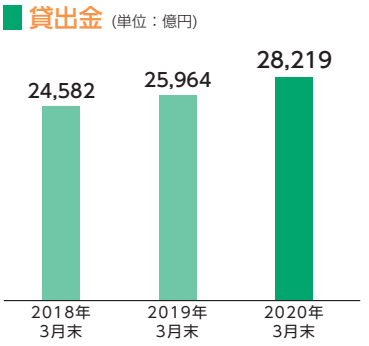

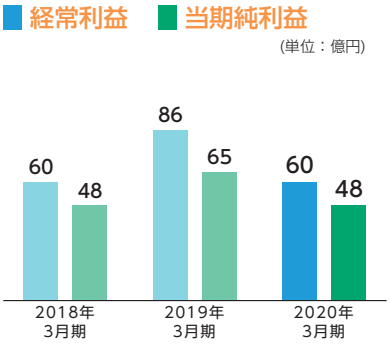

経常利益は60億70百万円、当期純利益は48億7百万円を計上いたしました。なお、自己資本比率につきましては、12.05％（国際統一基準）となり、充分な水準を維持しております。

当期における主な取組みといたしましては、まず、昨年９月に名銀グリーン財団と連携し、地元への緑化貢献活動として名古屋市港区の稲永東公園（婦人の森）に植樹を行いました。10月には愛知県東郷町内の地元企業・地元中学校・教育委員会・商工会及び東郷町と協力して、東郷町企業マップの作成・贈呈を行い、ＳＤＧｓ・寄贈型私募債「未来への絆」を活用して東郷町内の地元中学校へ寄贈品の贈呈を行いました。また、12月には環境保護に配慮したグリーンボンドを発行いたしました。これからも当行は地域の活性化につながる様々な社会貢献活動を行っている企業として、めいぎんＳＤＧｓ宣言に基づき、持続可能な社会の実現に向け各種取組みを行ってまいります。


稲永東公園植樹

昨年６月にはお客さまの人材確保の取組みをサポートするため、人材紹介業務に参入いたしました。当行の強みである事業性取引先の数、事業性評価を活かし、お客さまの成長を支援するために「経営幹部」や「後継者」などの適切な人材を紹介してまいります。

昨年10月には愛知県の基幹産業である自動車業界と強固な関係を築き、業界動向について幅広く情報収集を行うため、「自動車産業サポート室」を新設いたしました。各営業店への情報発信や自動車業界のサプライチェーンに対して各種ソリューションの提案等を行ってまいります。



本年２月には名古屋銀行グループの投資専門子会社として、株式会社名古屋キャピタルパートナーズの設立を発表いたしました。お客さまの多様なニーズ・経営課題に対して最適なソリューションを提供し、課題解決を支援するため、ファンドの設立・運営業務を通して、お客さまの事業承継ニーズ等の様々な経営課題の解決に貢献してまいります。

さらに、本年２月には法人・個人事業主のお客さまに対して、株式会社ココペリと提携し、Web型本業支援プラットフォーム「めいぎんBigAdvance」の取扱いを開始いたしました。ビジネスマッチングによる販路拡大、福利厚生充実、情報発信等のサービスを提供し、お客さまが抱える経営課題の解決をトータルでサポートしてまいります。

当行の対処すべき課題

少子高齢化の進行や人口の減少、ＩＣＴ（情報通信技術）の発展等に伴い、社会構造は急速に変化しており、金融機関を取り巻く経営環境は大きく変化しております。それに合わせてお客さまの価値観やニーズも多様化しています。

このような状況の中で、当行は2020年４月より、第21次中期経営計画『未来創造業への進化』を新たにスタートいたしました。「法人のお客さまと一緒になって会社の発展につながる未来」・「個人のお客さまと一緒になって家族の幸せにつながる未来」を共創すべく、「人財の育成」「顧客本位の営業体制の整備」「テクノロジーの活用」とそれらを支える経営管理の強化を掲げ、お客さまとのサステナブル（持続可能）な共創のサイクルを実現し、地域から絶対的に必要とされる金融グループであり続けます。

当行は、社是である「地域社会の繁栄に奉仕する」ことを着実に実践し、企業の社会的責任の履行や、コンプライアンスの徹底はもちろん、地域金融機関としての責務を全役職員が自覚しつつ、常にお客さま目線で価値判断をし、今後もお客さまとともに成長し発展していきたいと考えております。皆さまにおかれましては、一段と力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

第21次中期経営計画

計画期間　2020年4月～2023年3月

未来創造業への進化

10年ビジョンの達成に向けて

10年ビジョン（2017年4月～）
地域と徹底的に向かい合い、お客さまに対する新たな価値創造を通じて絶対的に必要とされる金融グループであり続ける

第20次中期経営計画	第21次中期経営計画	第22次以降
じもとの絆の【深化】	未来創造業への【進化】	未来創造業の【真価】の発揮
（2017年4月～2020年3月）	（2020年4月～2023年3月）	（2023年4月～）

未来創造業への進化で目指すサステナブルな共創のサイクル

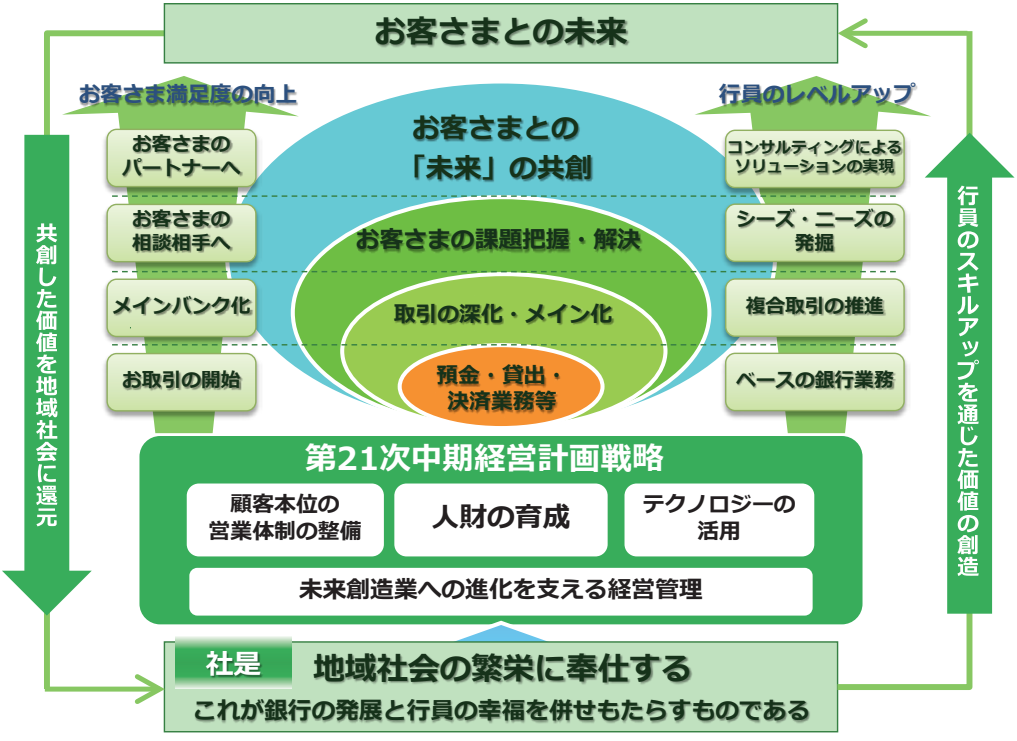

計数目標

最終年度目標	2022年度
コア業務純益（単体）	70億円
当期純利益（連結）	50億円

毎年度目標	2020年度～2022年度
法人ソリューション業務取組件数	3,000件以上
個人ソリューション業務取組件数	13,000件以上

⑵ 財産及び損益の状況

（単位　億円）

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預金	32,262	33,503	34,300	35,168
定期性預金	12,098	11,733	11,240	10,782
その他	20,164	21,770	23,059	24,385
貸出金	23,890	24,582	25,964	28,219
個人向け	6,670	7,266	7,800	8,300
中小企業向け	13,207	13,542	14,082	15,125
その他	4,011	3,774	4,081	4,792
商品有価証券	—	—	—	—
有価証券	9,214	8,708	8,097	7,540
国債	1,299	715	206	381
その他	7,914	7,993	7,891	7,159
総資産	36,293	37,926	38,526	38,937
内国為替取扱高	142,500	146,419	151,816	160,030
外国為替取扱高	百万ドル 1,557	百万ドル 1,509	百万ドル 1,636	百万ドル 1,458
経常利益	百万円 6,575	百万円 6,055	百万円 8,641	百万円 6,070
当期純利益	百万円 5,459	百万円 4,865	百万円 6,504	百万円 4,807
１株当たりの当期純利益	円 銭 278.54	円 銭 257.95	円 銭 345.88	円 銭 256.36

（注）１．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
　　２．１株当たりの当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）で除して算出しております。

⑶ 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	1,839人	1,856人
平均年齢	41年 7月	41年 5月
平均勤続年数	18年 4月	18年 4月
平均給与月額	442千円	438千円

(注) 1．使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2．平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3．平均給与月額は、３月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

⑷ 営業所等の状況

イ　営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
愛知県	107	(1)	107	(1)
岐阜県	2	(0)	2	(0)
静岡県	2	(0)	2	(0)
大阪府	1	(0)	1	(0)
東京都	1	(0)	1	(0)
国内計	113	(1)	113	(1)
アジア	1	(0)	1	(0)
海外計	1	(0)	1	(0)
合計	114	(1)	114	(1)

(注) 1．愛知県の営業所数にはエイティエム支店（1か店）、インターネット支店（1か店）を含んでおります。
2．上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所、店舗外現金自動設備を次のとおり設置しております。

	当年度末	前年度末
海外駐在員事務所	1か所	1か所
店舗外現金自動設備	93か所	93か所

ロ　当年度新設営業所
該当事項はございません。

ハ　銀行代理業者の一覧
該当事項はございません。

ニ　銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はございません。

⑸ 設備投資の状況

当年度に実施した設備投資は次のとおりです。

イ　設備投資の総額

（単位　百万円）

設備投資の総額	1,001

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

ロ　重要な設備の新設等

（単位　百万円）

内容	金額
店舗新築・増改築等	239
ソフトウェア	174
事務機械	575

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

⑹ 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況
該当事項はございません。

ロ　子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
				百万円	%	
名古屋ビジネスサービス株式会社	名古屋市中区	現金等の整理・精査業務 事務集中業務	1984年 6月12日	10	100.00	—
株式会社名古屋リース	名古屋市中区	総合ファイナンスリース業	1974年 7月2日	60	100.00	—
株式会社名古屋カード	名古屋市中区	クレジットカード業 保証業務	1982年 7月1日	50	53.40	—
株式会社名古屋エム・シーカード	名古屋市中区	クレジットカード業 保証業務	1989年 6月28日	30	100.00	—

（注）1．当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
2．当行に連結される会社は上記の４社であり、当期の連結経常収益は670億43百万円、連結経常利益は63億３百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は46億25百万円となりました。
3．2020年４月、株式会社名古屋キャピタルパートナーズ（100%出資）を設立いたしました。

重要な業務提携の概況
1．当行は、十六銀行・百五銀行及び愛知銀行と、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っており、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、中京銀行、イオン銀行とも現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
2．第二地銀協地銀38行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
3．第二地銀協地銀38行、都市銀行５行、信託銀行３行、地方銀行64行、信用金庫256金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連668（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
4．第二地銀協地銀38行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
5．ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6．イーネット、セブン銀行及びローソン銀行との提携により、コンビニエンスストアの店舗内等に設置した現金自動設備による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

⑺ 事業譲渡等の状況

該当事項はございません。

⑻ その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2．会社役員（取締役、監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

①取締役及び監査役の状況

2020年３月31日現在

氏　　名	地 位 及 び 担 当	重　　要　　な　　兼　　職	そ の 他
加藤　千麿	取締役会長		
藤原　一朗	取締役頭取（代表取締役） 内部監査部　担当		
山本　恭久	専務取締役（代表取締役） 経営企画部、人材開発部、事業支援部、金融投資部、東京事務所　担当	株式会社名古屋リース　取締役 株式会社名古屋カード　取締役 株式会社名古屋エム・シーカード　取締役	
横田　真一	常務取締役 営業本部長、市場営業部　担当	名古屋ビジネスサービス株式会社　取締役	
服部　悟	常務取締役 事務システム部、内部統制部　担当	名古屋ビジネスサービス株式会社　取締役社長	
伊豫田　至	取締役 上前津エリア長兼上前津支店長		
今岡　潔	取締役　本店営業部長		
鈴木　健司	取締役　市場営業部長		
佐伯　外司	取締役（社外取締役）	中部経済同友会　顧問、豊田商工会議所　顧問	
松原　武久	取締役（社外取締役）	東名古屋カントリークラブ　理事長、東海学園大学　学長	
中村　哲人	常勤監査役	株式会社名古屋リース　監査役	
杉田　尚人	常勤監査役	株式会社名古屋カード　監査役 株式会社名古屋エム・シーカード　監査役	
長谷川　信義	監査役（社外監査役）	公益財団法人愛知大学教育研究支援財団　非常勤理事	
近藤　堯夫	監査役（社外監査役）	近藤堯夫法律事務所　弁護士	
阪口　正敏	監査役（社外監査役）	中部電力株式会社　特任アドバイザー 公益財団法人中部科学技術センター　会長	

（注）１．当行は、社外取締役の佐伯外司氏、松原武久氏及び社外監査役の長谷川信義氏、近藤堯夫氏、阪口正敏氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。
２．監査役長谷川信義氏は、愛知県信用保証協会において理事長等を務めた経験より、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

②当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏　　名	退　任　日	退　任　事　由	退　任　時　の　地　位
鵜飼　昌吾	2019年６月21日	辞　　任	常　務　取　締　役
浅野　晴彦	2019年６月21日	任　期　満　了	監　　査　　役

⑵ 会社役員に対する報酬等

（単位　百万円）

区　　分	支　給　人　数	報　　酬　　等
取　締　役	11名	180 (55)
監　査　役	６名	45 (―)
合　　計	17名	225 (55)

（注）１．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
２．上記には、2019年６月21日開催の第101期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名及び監査役１名を含んでおります。
３．使用人兼務取締役の使用人分（４名）の報酬等の額は48百万円（13百万円）で、上記一覧表の「報酬等」の額には含まれておりません。
４．「報酬等」とは、報酬、賞与その他の職務執行対価の総額で、上記の括弧内書は、報酬以外の金額です。
５．「報酬等」には、当事業年度における役員賞与引当金繰入額31百万円（取締役８名に対し31百万円）、ストックオプションの報酬額24百万円（取締役８名に対し24百万円）が含まれております。
６．取締役の報酬等の限度額は、2006年６月29日開催の第88期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）と決議いただいております。また、取締役に対するストックオプションの報酬額は、2014年６月27日開催の第96期定時株主総会において、取締役の報酬額とは別枠で年額70百万円以内と決議いただいております。
なお、当事業年度の報酬等の限度額に含まれる取締役の報酬等の額は155百万円となります。
７．監査役の報酬等の限度額は、2014年６月27日開催の第96期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
なお、当事業年度の報酬等の限度額に含まれる監査役の報酬等の額は45百万円となります。

⑶ 責任限定契約

氏名		責任限定契約の内容の概要
社外取締役	佐伯　外司	会社法第423条第１項の賠償責任について、その任務を怠ったことにより当行に対して損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額の範囲内で、当行に対して損害賠償責任を負うものとする。
社外取締役	松原　武久	
常勤監査役	中村　哲人	
常勤監査役	杉田　尚人	
社外監査役	長谷川　信義	
社外監査役	近藤　堯夫	
社外監査役	阪口　正敏	

3．社外役員に関する事項

⑴ 社外役員の兼職その他の状況

氏名		兼職その他の状況
社外取締役	佐伯　外司	中部経済同友会　顧問、豊田商工会議所　顧問
社外取締役	松原　武久	東名古屋カントリークラブ　理事長、東海学園大学　学長
社外監査役	長谷川　信義	公益財団法人愛知大学教育研究支援財団　非常勤理事
社外監査役	近藤　堯夫	近藤堯夫法律事務所　弁護士
社外監査役	阪口　正敏	中部電力株式会社　特任アドバイザー 公益財団法人中部科学技術センター　会長

（注）社外役員が兼職している他の法人等と当行との間には、特別な関係はありません。
なお、中部電力株式会社と当行との間には、通常の銀行取引があります。

⑵ 社外役員の主な活動状況

氏名		在任期間	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
社外取締役	佐伯　外司	7年	取締役会18回開催 内17回出席	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言を行っております。
社外取締役	松原　武久	4年	取締役会18回開催 内18回出席	長年地方行政等に携わった豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言を行っております。
社外監査役	長谷川　信義	4年	取締役会18回開催 内17回出席 監査役会14回開催 内13回出席	長年地方行政等に携わった豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会・監査役会において適切な助言・提言を行っております。
社外監査役	近藤　堯夫	4年	取締役会18回開催 内18回出席 監査役会14回開催 内14回出席	法曹界における豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会・監査役会において適切な助言・提言を行っております。
社外監査役	阪口　正敏	1年	2019年6月就任以降、 取締役会13回開催 内13回出席 監査役会10回開催 内10回出席	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会・監査役会において適切な助言・提言を行っております。

（注）在任期間は、本総会終結の時点の年数を表示しております。

⑶ 社外役員に対する報酬等

（単位　百万円）

区分	支給人数	銀行からの報酬等
報酬等の合計	6名	23

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

⑷ 社外役員の意見

該当事項はございません。

4．当行の株式に関する事項

(1) 株　式　数

発行可能株式総数	50,000千株
発行済株式の総数	18,255千株

（注）株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

8,105名

(3) 大　株　主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	739	4.08
日本生命保険相互会社	726	4.01
明治安田生命保険相互会社	726	4.00
名銀みのり会	697	3.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社トヨタ自動車口	584	3.22
株式会社三井住友銀行	546	3.01
住友生命保険相互会社	516	2.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	499	2.75
株式会社みずほ銀行	446	2.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４）	428	2.36

（注）１．持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
２．持株比率は、自己株式（147千株）を控除した発行済株式の総数（18,108千株）により算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

⑷ その他株式に関する重要な事項

イ　自己株式の取得

当行は、資本効率の向上を通じて、株主還元の充実を図るため、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、2020年２月26日開催の取締役会決議により、2020年２月27日に以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類	当行普通株式
取得した株式の総数	700,000株
取得価額の総額	2,299,500,000円

ロ　自己株式の消却

当行は、会社法第178条の規定に基づき、2020年２月26日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

消却した株式の種類	当行普通株式
消却した株式の総数	1,500,000株
自己株式消却額	5,842,500,000円

５．会計監査人に関する事項

⑴ 会計監査人の状況

（単位　百万円）

氏　名　又　は　名　称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員　中村哲也 指定有限責任社員　膳亀聡	64	非監査業務 社債発行に係るコンフォートレター 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度及び米国外国口座税務コンプライアンス法に関する指導、助言業務 顧客リスク格付、継続的顧客管理導入支援業務

（注）１．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

２．会計監査人に当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額
有限責任あずさ監査法人　70百万円

３．当行監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、取締役、行内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて検討した結果、会計監査人が所要の監査体制・監査時間を確保し、適正な監査を実施するために本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

４．当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず実質的にも区分できないため、上記報酬等にはこれらの合計額を記載しております。

⑵ 責任限定契約

該当事項はございません。

⑶ 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

6．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はございません。

7．特定完全子会社に関する事項

該当事項はございません。

8．親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はございません。

9．会計参与に関する事項

該当事項はございません。

10．その他

該当事項はございません。

第102期末貸借対照表 (2020年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資 産 の 部)	
現金預け金	**191,199**
現金	33,748
預け金	157,450
コールローン	**2,169**
有価証券	**754,049**
国債	38,124
地方債	108,060
社債	402,968
株式	109,515
その他の証券	95,380
貸出金	**2,821,918**
割引手形	28,452
手形貸付	94,634
証書貸付	2,411,310
当座貸越	287,521
外国為替	**9,519**
外国他店預け	9,141
買入外国為替	293
取立外国為替	83
その他資産	**67,090**
前払費用	22
未収収益	1,799
金融派生商品	433
金融商品等差入担保金	469
その他の資産	64,366
有形固定資産	**34,978**
建物	8,459
土地	22,311
リース資産	137
建設仮勘定	2,334
その他の有形固定資産	1,734
無形固定資産	**1,814**
ソフトウェア	932
ソフトウェア仮勘定	823
その他の無形固定資産	58
前払年金費用	**11,829**
支払承諾見返	**10,388**
貸倒引当金	**△ 11,242**
資産の部合計	**3,893,715**

科目	金額
(負 債 の 部)	
預金	**3,516,891**
当座預金	278,185
普通預金	2,058,030
貯蓄預金	31,435
通知預金	13,083
定期預金	1,078,202
定期積金	88
その他の預金	57,864
譲渡性預金	**53,251**
コールマネー	**8,469**
債券貸借取引受入担保金	**2,745**
借用金	**15,012**
借入金	15,012
外国為替	**33**
外国他店借	4
売渡外国為替	9
未払外国為替	18
社債	**40,000**
その他負債	**7,051**
未払法人税等	306
未払費用	2,235
前受収益	1,129
給付補塡備金	0
金融派生商品	334
リース債務	166
資産除去債務	37
その他の負債	2,840
賞与引当金	**898**
役員賞与引当金	**31**
退職給付引当金	**4,003**
睡眠預金払戻損失引当金	**425**
偶発損失引当金	**1,334**
繰延税金負債	**12,610**
再評価に係る繰延税金負債	**2,774**
支払承諾	**10,388**
負債の部合計	**3,675,920**
(純資産の部)	
資本金	**25,090**
資本剰余金	**18,645**
資本準備金	18,645
利益剰余金	**130,568**
利益準備金	8,029
その他利益剰余金	122,538
買換資産圧縮積立金	164
別途積立金	57,720
繰越利益剰余金	64,653
自己株式	**△ 573**
株主資本合計	**173,731**
その他有価証券評価差額金	**40,509**
土地再評価差額金	**3,427**
評価・換算差額等合計	**43,936**
新株予約権	**127**
純資産の部合計	**217,794**
負債及び純資産の部合計	**3,893,715**

第102期損益計算書 (2019年４月１日から2020年３月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		**47,514**
資金運用収益	**30,438**	
貸出金利息	22,390	
有価証券利息配当金	7,642	
コールローン利息	97	
預け金利息	291	
その他の受入利息	17	
役務取引等収益	**10,880**	
受入為替手数料	3,023	
その他の役務収益	7,857	
その他業務収益	**2,360**	
外国為替売買益	189	
国債等債券売却益	2,171	
その他経常収益	**3,835**	
償却債権取立益	6	
株式等売却益	2,967	
その他の経常収益	861	
経常費用		**41,444**
資金調達費用	**2,535**	
預金利息	865	
譲渡性預金利息	39	
コールマネー利息	185	
債券貸借取引支払利息	277	
借用金利息	241	
社債利息	160	
その他の支払利息	766	

（単位：百万円）

科目	金額	
役務取引等費用	**3,070**	
支払為替手数料	628	
その他の役務費用	2,441	
その他業務費用	**389**	
商品有価証券売買損	0	
国債等債券売却損	327	
国債等債券償却	10	
社債発行費償却	51	
その他の業務費用	0	
営業経費	**29,078**	
その他経常費用	**6,370**	
貸倒引当金繰入額	940	
貸出金償却	1	
株式等売却損	1,450	
株式等償却	1,282	
その他の経常費用	2,694	
経常利益		**6,070**
特別損失		**128**
固定資産処分損	57	
減損損失	71	
税引前当期純利益		**5,941**
法人税、住民税及び事業税	**1,219**	
法人税等調整額	**△ 84**	
法人税等合計		**1,134**
当期純利益		**4,807**

第102期末連結貸借対照表 (2020年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
現金預け金	191,659
コールローン及び買入手形	2,169
有価証券	750,558
貸出金	2,816,720
外国為替	9,519
リース債権及びリース投資資産	37,667
その他資産	78,576
有形固定資産	36,120
建物	8,526
土地	22,420
建設仮勘定	2,334
その他の有形固定資産	2,837
無形固定資産	1,910
ソフトウェア	1,022
ソフトウェア仮勘定	823
その他の無形固定資産	64
退職給付に係る資産	11,389
繰延税金資産	612
支払承諾見返	10,451
貸倒引当金	△ 12,392
資産の部合計	3,934,962

科目	金額
(負債の部)	
預金	3,507,548
譲渡性預金	53,251
コールマネー及び売渡手形	8,469
債券貸借取引受入担保金	2,745
借用金	42,487
外国為替	33
社債	40,000
その他負債	21,175
賞与引当金	948
役員賞与引当金	38
退職給付に係る負債	4,052
役員退職慰労引当金	35
睡眠預金払戻損失引当金	425
偶発損失引当金	1,334
利息返還損失引当金	40
繰延税金負債	12,483
再評価に係る繰延税金負債	2,774
支払承諾	10,451
負債の部合計	3,708,295
(純資産の部)	
資本金	25,090
資本剰余金	21,231
利益剰余金	136,520
自己株式	△ 573
株主資本合計	182,269
その他有価証券評価差額金	40,516
土地再評価差額金	3,427
退職給付に係る調整累計額	△ 291
その他の包括利益累計額合計	43,653
新株予約権	127
非支配株主持分	616
純資産の部合計	226,666
負債及び純資産の部合計	3,934,962

第102期連結損益計算書（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**67,043**
資金運用収益	**29,618**	
貸出金利息	22,398	
有価証券利息配当金	6,814	
コールローン利息及び買入手形利息	97	
預け金利息	291	
その他の受入利息	17	
役務取引等収益	**10,704**	
その他業務収益	**22,806**	
その他経常収益	**3,913**	
償却債権取立益	6	
その他の経常収益	3,906	
経常費用		**60,740**
資金調達費用	**2,606**	
預金利息	865	
譲渡性預金利息	39	
コールマネー利息及び売渡手形利息	185	
債券貸借取引支払利息	277	
借用金利息	326	
社債利息	160	
その他の支払利息	752	
役務取引等費用	**2,873**	
その他業務費用	**17,393**	
営業経費	**31,188**	
その他経常費用	**6,677**	
貸倒引当金繰入額	1,164	
その他の経常費用	5,512	
経常利益		**6,303**
特別利益		**4**
固定資産処分益	4	
特別損失		**128**
固定資産処分損	56	
減損損失	71	
税金等調整前当期純利益		**6,178**
法人税、住民税及び事業税	**1,562**	
法人税等調整額	**△ 52**	
法人税等合計		**1,510**
当期純利益		**4,668**
非支配株主に帰属する当期純利益		**42**
親会社株主に帰属する当期純利益		**4,625**

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月７日

株式会社名古屋銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中村哲也 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 膳亀聡 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社名古屋銀行の2019年４月１日から2020年３月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月７日

株式会社名古屋銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中村哲也 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 膳亀聡 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社名古屋銀行の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社名古屋銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議した結果、全監査役の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他銀行及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）についての構築及び運用の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月７日

株式会社名古屋銀行　監査役会

常勤監査役　中　村　哲　人　㊞
常勤監査役　杉　田　尚　人　㊞
監　査　役　長谷川　信　義　㊞
監　査　役　近　藤　堯　夫　㊞
監　査　役　阪　口　正　敏　㊞

（注１）監査役長谷川信義、監査役近藤堯夫及び監査役阪口正敏は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

メ　モ

株主総会開催場所ご案内略図

開催日時	2020年6月26日（金曜日）午前10時
開催場所	**名古屋銀行本店 9階ホール** 名古屋市中区錦三丁目19番17号　TEL. 052-951-5911（代表）
交通のご案内	地下鉄 栄駅 1番出口 徒歩約５分


名古屋銀行本店

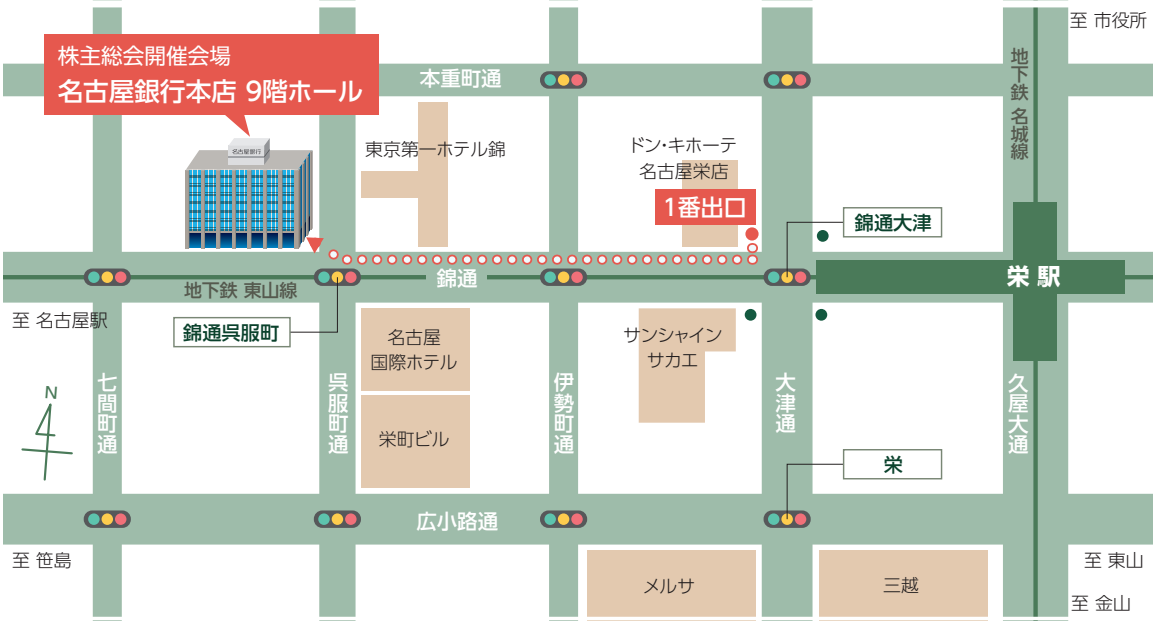

◎ご来場に際しましては、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

株主総会ご出席株主さまへの「お土産」は取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

UD FONT　見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

FSC® ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK